

令和5年度 障害福祉サービス等提供事業者に対する実地指導実施結果

1 実地指導実績

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和5年6月21日	有限会社オータムワーキング	地域生活支援センターふらっと	計画相談支援 障害児相談支援
令和5年6月23日	特定非営利活動法人ポップシップ	コンパス	計画相談支援 障害児相談支援
令和5年6月30日	合同会社ウイステリア	放課後等デイサービス白ゆり	放課後等デイサービス
令和5年7月18日	株式会社介護屋	介護ステーション介護屋	居宅介護 重度訪問介護
令和5年7月24日	株式会社光陽	ハートフルケア府中	居宅介護 重度訪問介護
令和5年7月31日	一般社団法人介護グループふれあい	クオーレ武蔵台グループホーム／つき クオーレ武蔵台グループホーム／ほし	共同生活援助
令和5年7月31日	一般社団法人介護グループふれあい	クオーレ武蔵台 短期入所施設	短期入所
令和5年8月21日	有限会社やすらぎ	やすらぎ	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
令和5年8月23日	特定非営利活動法人プロジェクトけやきのもり	プロジェクトけやきのもり	就労継続支援B型
令和5年8月25日	株式会社アスティー	陽のはな	共同生活援助
令和5年9月8日	特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	風媒花	共同生活援助
令和5年9月11日	特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	コットンハウス	就労継続支援B型
令和5年9月13日	特定非営利活動法人あすみ会	カンタービレ	就労継続支援B型

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和5年9月14日	特定非営利活動法人あすみ会	オンリーワン	放課後等デイサービス
令和5年10月12日	特定非営利活動法人響愛学園	マーシーアーティスト	児童発達支援 放課後等デイサービス
令和5年10月17日	一般社団法人そうごう	相談室 たいよう	計画相談支援 地域移行支援
令和5年10月19日	府中市	府中市立心身障害者福祉センター作業生活実習訓練事業所	生活介護
令和5年10月20日	府中市	府中市立心身障害者福祉センター子ども発達支援センターあゆの子	児童発達支援
令和5年11月13日	株式会社リアン	相談支援センターリアン	計画相談支援 障害児相談支援
令和5年11月15日	株式会社リアン	放課後等デイサービスリアン府中緑町	放課後等デイサービス
令和5年11月16日	株式会社リアン	放課後等デイサービスリアン府中白糸台	放課後等デイサービス
令和5年11月17日	株式会社リアン	放課後等デイサービスリアン府中美好教室	放課後等デイサービス
令和5年11月22日	特定非営利活動法人芽生会	ケアチーム大芽	就労継続支援B型 自立訓練（生活訓練）
令和5年12月6日	社会福祉法人若松福祉会	ギャロップ	就労継続支援B型 就労定着支援
令和5年12月7日	社会福祉法人若松福祉会	し〜ま	計画相談支援
令和5年12月20日	社会福祉法人あけぼの福祉会	府中生活実習所	生活介護
令和5年12月21日	社会福祉法人あけぼの福祉会	府中生活実習所短期入所事業	短期入所
令和6年1月18日	SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 府中 訪問介護	居宅介護 重度訪問介護

実施日	事業者名	事業所名	サービス種別
令和6年1月22日	SOMP Oケア株式会社	SOMP Oケア 府中武蔵台 訪問介護	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
令和6年1月23日	リタックケアサポート株式会社	リタックケアサポート株式会社	居宅介護 重度訪問介護
令和6年2月7日	株式会社U-PLUS	U-PLUS	居宅介護 重度訪問介護
令和6年2月9日	特定非営利活動法人アクティブ府中	アクティブ府中	居宅介護 重度訪問介護

2 主な文書指摘の内容（※1）

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じていないので是正すること。
	介護給付費の額に係る通知をしていないので通知すること。
	職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じていないので是正すること。
	管理者が常勤であることが確認できないので是正すること。
	身体拘束等未実施減算を適正に算定していないので是正すること
	特定事業所加算を適正に算定していないので是正すること。
生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	秘密の保持に必要な措置を講じていないので是正すること。
	重度障害者支援加算（I）を適正に算定していないので是正すること。
	契約を適正な方法により行っていないので是正すること。
	経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。
短期入所	利用者が負担する費用について適切に扱っていないため、是正すること。
	定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていないので是正すること。

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
就労継続支援B型 就労定着支援 自立訓練（生活訓練）	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	非常災害に際して必要な設備の設置が不十分なので是正すること。
	身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じているが不十分なので是正すること。
	福祉専門職員配置等加算（I）を適正に算定していないので是正すること。
	就労支援の事業の会計処理の基準に基づき明細書を適正に作成すること。
	常勤のサービス管理責任者を置いていないので是正すること。
	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。
	利用者が負担する費用について適切に扱っていないため、是正すること。
	就労継続支援B型計画の原案に必要な事項を記載していないので是正すること。
	就労継続支援B型計画の見直し及びモニタリングを適切に実施していないので是正すること。
	工賃の目標水準及び支払い平均額を利用者に通知していないので是正すること。
	定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていないので是正すること。
	サービス管理責任者欠如減算を適正に算定していないので是正すること。
	就労継続支援B型計画未作成減算を適正に算定していないので是正すること。
	身体拘束等未実施減算を適正に算定していないので是正すること。
食事提供体制加算を適正に算定していないので是正すること。	
就労支援の事業の会計処理の基準に基づきその他の積立金明細表及びその他の積立資産明細表を適正に作成すること。	

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	常勤の管理者を置いていないので是正すること。
	モニタリングを適切に実施していないので是正すること。
	サービス提供の記録について利用者から確認を得ていないため、是正すること。
	利用者が負担する費用の精算を行っていないので是正すること。
	利用者が負担する費用について適切に扱っていないため、是正すること。
	職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じていないので是正すること。
	定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていないので是正すること。
	身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じていないので是正すること。
	共同生活援助サービス費（Ⅰ）を適正に算定していないので是正すること。
	身体拘束等未実施減算を適正に算定していないので是正すること。
	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を適正に算定していないので是正すること。
重度障害者支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を適正に算定していないので是正すること。	

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
児童発達支援 放課後等デイサービス	障害児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の原案に必要な事項を記載していないので是正すること。
	事業所内相談支援加算を適正に算定すること。
	身体的拘束等の適正化を図るために必要な体制の整備を講じていないので是正すること。
	児童指導員等加配加算を適正に算定していないので是正すること。
	評価及び改善の内容を公表していないので是正すること。
	職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じていないので是正すること。
	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。
	指定に係る事項の変更を届け出していないので是正すること。
	自己評価結果等未公表減算を適正に算定していないので是正すること。
	身体拘束等未実施減算を適正に算定していないので是正すること。
	欠席時対応加算を適正に算定していないので是正すること。
	個別サポート加算を適正に算定していないので是正すること。
関係機関連携加算（I）を適正に算定していないので是正すること。	

サービスの分類	主な指摘事項（※2）
計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成に係るサービス担当者会議の開催等を実施していない事例が確認されたので是正すること。
	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備等を講じているが不十分なので是正すること。
	利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援等を実施すること。
	障害児支援利用計画の作成に係るアセスメント及び作成後のモニタリングの実施に当たり、障害児の居宅を訪問していない事例が確認されたので是正すること。
	モニタリングを実施すること。
	勤務体制が明確ではないため是正すること。
	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。
	サービス提供時モニタリング加算について、算定要件を満たしていない状況が確認されたので是正すること。

※1 事業者から文書で改善を求める必要がある指摘の内容です。

※2 実地指導における確認作業は、原則サンプル抽出方式での確認となりますので、抽出したサンプルにおいて検出された指摘事項となります。